

## 宝暦期における二枚の普請目論見絵図

### Verification of two flood control plan picture maps before the Horeki riparian works

名古屋大学大学院人文学研究科  
Nagoya University Graduate School of Humanities

石 川 寛  
ISHIKAWA, Hiroshi

#### Abstract

This paper analyzes two construction plan drawings showing flood control measures for The Kiso Three Rivers. Until now, these two river maps have been regarded as plans for the Horeki Flood Control, but this is incorrect. Judging from the content, these two river maps are plans for flood control works that were created locally in the first and second years of Horeki. Through this verification work, I will clarify the issues and efforts in the basin at the stage just before the Horeki Flood Control.

#### Keywords

Takagi Family Documents (高木家文書), flood control (治水), river maps (河川絵図), The Kiso Three Rivers (木曾三川)

## はじめに

本稿では、木曾三川流域の治水策を示した2枚の普請目論見絵図を取り上げる。1枚は現在「薩摩藩御手伝普請所目論見絵図」（海津市歴史民俗資料館所蔵）と称されている絵図である。もう1枚は美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書に伝わる「濃州勢州川通絵図」（岐阜県歴史資料館所蔵）である。この2枚はこれまで「宝暦治水」（薩摩藩御手伝普請）の普請目論見絵図とされてきた。しかし、内容から宝暦治水の普請目論見絵図とみなすことには疑問がある。

宝暦治水は、宝暦3（1753）年12月に薩摩島津氏が命ぜられ、翌4年から5年にかけて実施された。それに先立ち幕府は、流域調査のため、宝暦3年5月に代官吉田久左衛門を美濃に派遣した。吉田は流域を見分し、村々や私領役人から普請に関する意見書や請願書を提出させ、普請目論見を立案する。

2枚の絵図は、宝暦治水の普請目論見絵図とするには、吉田の流域調査の成果が反映されていない。結論を先に言えば、2枚とも吉田来濃以前の宝暦年間に現地で作成された普請目論見絵図であったと考える。絵図は普請箇所を説明した普請目論見帳とともに作成されたものであったが、資料の原秩序が失われ、普請目論見帳を踏まえずに絵図を単独で解読してきたことが問題の背景にある。そこで、絵図と対になる普請目論見帳を見定め、両者を併せて検討することで、年次の是正と作成目的を解明する。

この作業を通じて、吉田来濃以前に、現地においてどのような治水策が構想されていたのかを探りたい。『岐阜県治水史』<sup>(1)</sup>はこの時期、連年の水害により困窮した流域住民から嘆願するものが続出したことを指摘するものの、その内容や対応は示されず、その後の研究でもほぼ等閑視されたきた。著名な宝暦治水に安易に結びつけるのではなく、各段階における流域の課題と取り組みを明らかにし、木曾三川流域の治水史を再構築する必要がある<sup>(2)</sup>。

## I 竹腰山城守の治水策と普請目論見絵図

### (1) 絵図の検証

「薩摩藩御手伝普請所目論見絵図」（図1）は、『海津町史 史料編一』<sup>(3)</sup>に別冊付図（複製）として収録されている。絵図の大きさは120×84cm。墨俣輪中から海口までの流域を描き、朱書で「い」から「を」までの「此度目論見之御普請所」を書き込む。絵図の所蔵者は長谷川鑑三氏とある。その後、鑑三氏からご息女の長谷川千代子氏の所蔵となり、千代子氏没後に寄贈されて、現在は海津市歴史民俗資料館の所蔵となっている（資料館の水谷容子氏のご教示による）。

実は同様の絵図が『養老町史 通史編』<sup>(4)</sup>の付図として複製されている。こちらは「宝暦御手伝普請目論見絵図」と称し、「大巻 前田克巳氏蔵」となっている。色の濃淡に違いがみられるものの、「此度目論見之御普請所」など、描かれている内容は同じである。原本・写の別は判然としない。本稿の図版は海津市版を利用した。

この絵図は、その名称ゆえ、宝暦治水の普請目論見絵図として活用されてきている<sup>(5)</sup>。しかし、「薩摩藩御手伝普請所目論見絵図」や「宝暦御手伝普請目論見絵図」の名称は絵図にはなく、町史編纂者が付けたものと思われる。たしかに、大樽川に洗堰（宝暦5年3月竣工）ではなく、喰違堰（寛延4年＝宝暦元年4月竣工）が描かれていることから、時期を宝暦治水前の宝暦年間に絞ることができる。しかしながら、「此度目論見之御普請所」は木曾川筋に集中しており、宝暦治水の普請目論見絵図とみなすことは難しい。

そこで、宝暦元（1751）年を上限に関連資料を調査したところ、竹腰山城守の治水策が浮かび上がってきた。竹腰山城守は美濃国安八郡今尾に居館を構えた尾張藩附家老である。伊尾川流域を中心に、美濃・尾張国内に3万石を領知した。

竹腰の治水策は高木家文書に写が伝わっている（西6039）。表題はなく、竹腰山城守名義の「西美濃木曾川筋御普請二付内々存寄書付」（内題「木曾川筋御普請二付内々存寄之覚」）と「西美濃御領私領水損二付木曾川筋御普請内々目論見書付」（内題「西美濃木曾川筋御普請内々目論見之覚」）の写が

1冊に収録されている。年次は「未十一月」とあり、記述内容から宝暦元（1751）年辛未と比定できる。5代竹腰正武の時代にあたる。

竹腰は、存寄書付において西美濃の河川環境を踏まえた抜本的な水害対策を求め、目論見書付において12ヶ所の普請所を提言し、さらに普請所を「いろは」印で示した絵図を添えたとある。だが、高木家文書に該当する絵図はみあたらない。一方で、上述の町史付図に書き込まれた「い」から「を」までの普請所が目論見書付の普請所と一致することから、町史付図は竹腰治水策の付属絵図であったと考えられるのである。そこで、検証作業として、絵図を参照しながら目論見書付の内容を追っていききたい。

竹腰の目論見書付は「い」から「を」までの12ヶ所の普請所を提言する。12ヶ所の普請所は7工区に大別され、それぞれの入用金（工費）の見積もりが計上される。以下、工区別に普請所を引用する。

濃州石田村前有来猿尾先<sup>〆</sup>接足シ

い 一猿尾百五拾間 根敷十四間半・馬踏式間・高式間半

此般ハ水刳宜様少川中へ披キ築出候積

是ハ土築ニ仕、外腹小口共折廻シ、長百六拾四間半口式尺五寸之根籠を伏、長式間末口三寸之杭根籠<sup>(ママ)</sup>通り長間送り三本宛打、不残堅籠伏、長九尺之杭堅籠間ニ二本ツ、打、内腹馬踏之分厚壺尺式寸蒔石之積

尾州拾町<sup>(野)</sup>之村三四年已前被仰付候請杭ハ其儘差置

ろ 一水請杭堰長百五拾間 幅式間

此般ハ水之請込宜敷様ニ西木曾川之方へ披キ打立候積リ

是ハ長三間末口四寸之杭木出シ長壺間ニ式本ツ、送り三本五通打、杭根通り根敷六間馬踏式間高壺間、石ニ而杭内根廻り埋候積

同所杭堰之所野方

は 一堀所地理長六拾間 幅式拾間・深壺間

是ハ佐屋川<sup>〆</sup>木曾川へ水戻り候付埋立候積

右三ヶ所 御入用金八百兩程

如此三ヶ所御普請被仰付、木曾川之水、佐屋川江<sup>〆</sup>勿込、木曾川水減候ハ、成戸村ニ而落合候長良川之水行宜相成、右川通村々悪水落も能成、就中桑原輪中御料私料<sup>(ママ)</sup>高壺万千石余之村々水損通可申候

この工区（図1-1）の目的は木曾川の水勢を抑制することにある。普請所の先、小藪村・成戸村の間で木曾川と長良川が合流するため、木曾川の強水に押されて長良川が逆水し、桑原輪中南西部に集中する<sup>〆</sup>からの悪水落が悪化して輪中の水損が広がっていた。このため、木曾川の水を石田村猿尾で刳ね、拾町野村杭出で請けて、佐屋川へ分水することで「木曾川水減」を図ろうとしたのである。

絵図の「い」「ろ」の側に描かれた「辰春御手伝御普請杭刳」、「辰春御手伝御普請杭出シ」は、延享5（1748）年戊辰の手伝普請で設けられたものである。延享時の杭刳では水刳が弱かったようで、対岸に置洲が広がっている。そこで、「此般」は水刳・水請機能が向上するよう、延享時杭刳のやや下流にある石田村古猿尾を150間延長して「少川中へ披キ築出」（い）、拾町野村請杭はそのまに新たに150間の水請杭堰を「西木曾川之方へ披キ打立」（ろ）、併せて佐屋川の水が木曾川へ戻るのを防ぐために拾町野村の堀所60間を埋め戻す（は）とした。

勢州油嶋新田下<sup>木曾川</sup>落合四年已前被仰付候水分猿尾  
に 一水分猿尾長式百間<sup>(古)</sup> 根敷拾七間・馬踏式間・高三間  
右猿尾共式百七拾間  
新規ニ長式百間之分石築仕立、猿尾先キ柵ニ而堅メ候積、此所落合之水尾ハ水下甚深  
候付如此丈夫ニ仕立候積

同州下勢州松木村三四年已前ニ被仰付候請杭ハ其儘差置  
ほ 一水請杭堰長百間 幅式間  
此般ハ水の請込宜様西桑名川の方へ披キ打立候積  
是ハ長三間末口四寸之杭木出シ長壺間ニ式本ツ、送り三本五通打、杭根通根敷六間馬  
踏式間高壺間、石ニ而杭内根通埋候積

右式所<sup>(ママ)</sup> 御入用金式千八百兩  
如此式ヶ所御普請被仰付候ハ、川々水先キ勢州長嶋加路戸川の方江進候付、伊尾川之常水落方宜  
成、其上水先桑名川へ進、出水之節木曾川<sup>(本)</sup>乃之逆水も相止、伊尾川通之村々悪水落方も能成、就  
中高須輪中・本阿弥輪中・大田輪中・勢州金廻り輪中御料私領凡高三万四千石程之村々水落宜水  
損遁可申候

「に」「ほ」の普請所は木曾川と伊尾川が合流する場所にあたる（図1-2）。絵図に「辰春御手伝御  
普請土猿尾」、「辰春御手伝御普請杭出シ」とあるとおり、ここには延享手伝普請のとき、木曾川の  
水を刎出す土猿尾が油島新田に、その水を請け込み加路戸川へ流す杭出が松之木村に設けられた。今回  
は、その油島の水分猿尾を200間延長して270間とし（に）、松之木村の請杭はそのままに、新たに水  
請杭堰100間を設け（ほ）、猿尾は「水下甚深」のため「石築仕立、猿尾先キ柵ニ而堅メ」て丈夫に仕  
立て、杭堰は「西桑名川の方へ披キ打立」、さらなる機能向上を図った。

この普請は、言うまでもなく、木曾川と伊尾川を分流することを目的とする。油島地先の合流点で  
木曾川よりの逆水が生じて伊尾川の流れが滞り、伊尾川筋の輪中で排水障害がおこっていた。このた  
め、水分猿尾・水請杭堰により木曾川の水先を加路戸川方面へと向けることで、伊尾川の「常水落方」  
を改善して桑名川への流下を促進し、出水時の逆水も防ごうとしたのである。

同所川東尾州福原新田下  
へ 一猿尾長五拾間 根敷拾四間・馬踏式間・高三間  
是ハ土築、馬踏両腹厚式尺蒔石、水当之方片輪根通長式間之杭木猿尾長壺間ニ送り三  
本ツ、三通打候積

此御入用金式百五拾兩程  
如此御普請被仰付候ハ、木曾川之水先尾州梶嶋の方江突懸不申、尾州立田輪中高式万石余之村々  
水落宜相成、其上篠橋新田先キ附洲等も押払水行宜相成可申候

木曾川通に位置する島状の福原新田の下に設ける猿尾50間（へ）は、油島・松之木間の水分猿尾・  
水請杭堰によって木曾川の水先が梶島方面へ突き懸かるのを防いで立田輪中の水落を改善し、さらに  
篠橋新田先の附洲等を押し払うものである（図1-2）。

尾州梶嶋下<sup>木曾川</sup>落合水分  
と 一猿尾長式百間 根敷式拾七間半・馬踏壺間半・高四間半

但シ水下平場式間半、水<sup>カ</sup>十式間之積  
是ハ才土ニ而築立、兩腹法不殘厚式尺之蒔石ニ仕、猿尾根通内外共ニ長三間半末口四寸之杭木猿尾長壺間ニ式本ツ、送り三本式通打堅メ候積

此御入用金式千三百五拾兩程

如此御普請被仰付候ハ、木曾川之水ニハ佐屋川落口を支不申候間、佐屋川水落宜附洲等も押払川上村々悪水落方宜相成可申候

佐屋川と木曾川の合流点に位置する梶島の下に設ける猿尾200間（と）は、両川の「水分」を目的とする（図1-3）。この普請により、木曾川の水が「佐屋川落口を支不申候」となるので、佐屋川の流下が促進されて、附洲等も押し払い、川上村々の悪水落方が改善されるとする。入用金2350両は油島・松之木間（に・ほ）の2800両に次ぐ金額であった。

勢州五明村南筏川口

ち 一附洲堀割長三百間 幅四拾間・深上四尺下式尺  
是ハ附洲堀割筏川へ水通候積、尤堀割之所江土砂不走込様高壺間馬踏式間兩勾配四寸ニ際ヲ築立、馬踏兩腹厚壺尺式尺才土ニ而包候積

右堀割之口ニ水請込之

り 一杭堰長三拾間 巾式間  
是ハ右堀割之所江水進候様長九尺末口三寸之杭木長壺間三本宛打、松葉柵栓付候積

右式ヶ所 御入用金三百兩程

如此御普請被仰付候ハ、近年附洲ニ而水行甚滞り候所押抜筏川江水進ミ候付、木曾川佐屋川水引落早ク相成可申候

絵図（図1-3）に描かれたように、五明村南に附洲が広がり、筏川・鍋田川への水行が滞っていた。このため、筏川口の附洲を300間掘り割り（ち）、その掘割口に30間の水請込杭堰（り）を設けることで、筏川口への流下を促進し、木曾川・佐屋川の「水引落早ク」することを図った。

五明村之内  
森津新田

ぬ 一附洲堀割長三百式拾間 幅五拾間・深三間  
是ハ川中附洲堀割水通シ候積、尤堀割之所へ土砂不馳込様浚土を以高三間馬踏式間兩勾配四寸ニ際築、厚壺尺式寸才土ニ而包候積

右堀割之口ニ水請込之

る 一杭堰長五拾間 巾式間  
是ハ右堀割之所江水進候様長九尺末口三寸之杭木勿長壺間ニ付三本宛式通打、松葉柵栓付候積

右式ヶ所 御入用金八百五拾兩余

如此ニヶ所御普請被仰付候得ハ木曾川佐屋川之水勢鍋田川江すゝみ、出水ニハ川筋附洲押払、海口迄も水行宜相成可申候

同じく附洲を320間掘り割り（ぬ）、50間の水請込杭堰（る）を設けることで、木曾川・佐屋川の水を鍋田川へ流し、さらに出水時には川筋附洲を押し払い、海口までも水行を改善することを目的とした（図1-3）。

外

を

一勢州御料所之内篠嶋新田と長嶋領堤之間を流候小嶋川先年杭堰出来致シ候、当時ニ而ハ益無之、却而水行之障ニ相成候間御取払御座候様仕度事

以上、「い」から「る」まで普請所11ヶ所の見積もりは計7350両余である。その「外」に「を」として、木曾川通篠橋新田と長島輪中の間を流れる小嶋川の流頭口に先年設けられた杭堰について、現在では益がなく、かえって水行の支障となるため、取り払うことを求めている（図1-4）。

ところで、絵図をよくみると、津島川口から五明村まで朱線が引かれて、「此朱引新堤ハ石田村御普請出来、津嶋川江之逆水見積り候上申付度候」との注記がある（図1-5）。この「朱引」については、存寄書付の第9条で言及があった。

⑨一尾州佐屋宿之上ニ而佐屋川へ津嶋川落合申候、出水之節々此落合より津嶋川江逆水致、津嶋神領を始、其辺凡六万石余之村々悉及水難、是迄も色々与相願候、然処石田前ニ而水勿出来候ハ、弥逆水相増可申与右水難之百姓共追々難儀申立相願候、因茲絵図面ニ朱引仕候通、津嶋神領堤より川下五明村堤迄凡式千六百四拾間余川巾ニ新堤を築、内川之幅三拾間ニ仕立、津嶋川之水ハ筏川へ落シ候様仕度候、然共右ハ岱崇成普請候故、容易ニ難仕立候間、石田水勿出来之上、水勢を請、篤と見積、弥逆水相増事ニ候ハ、右普請申付度候、此段も兼而御許容被置候様致度奉存候

佐屋川と津島川の合流点から出水時には津島川へ逆水して、津島神領をはじめとする周辺6万石の村々が水難にあっていた。これまでも対策を願い出ていたところ、今回の普請で木曾川の水を佐屋川へ分水すれば、佐屋川の水勢が強まり、逆水被害が増すことが想定された。このため「絵図面ニ朱引仕候通」、津島神領堤より五明村堤まで2640間余の新堤を築き、内川の川幅を30間に仕立てて、ここから筏川へと津島川の水を流し落とすことを提言したのである。

絵図に描かれたような目論見が実現すると、新堤により佐屋川と津島川は完全に分離されることになる。ただし、これは4.8kmにも及ぶ長大な普請となるため、佐屋川への分水後の状況を確認したうえで普請を申し付ける手順として、目論見書付からは外したのであった。

## (2) 存寄書付にみる問題意識

目論見書付と絵図の検討から、絵図が目論見書付の付属絵図であったことは証明できたと思う。次に「西美濃木曾川筋御普請ニ付内々存寄書付」から、普請目論見に込められた問題意識を探る。

存寄書付は9ヶ条からなり、第1条では美濃の河川環境について、国中の数多の川々がすべて西美濃で落ち合うため大雨の節は洪水が夥しく発生し、そのうえ24、5年前から土砂堆積のため海口までも河床が高くなり、川末の村々は大水時はもちろん、常水時も水損に及ぶようになったとする。このうえで存寄書付は、第2・3条において次の見解を示す。

②一式十四五年以来至而水損相慕<sup>(繁)</sup>り候根元ハ、第一木曾川之流跡々と違、美濃方へ水勢強進ミ、尾張方之川筋段々附洲等出来水之進弱く相成候故と多年諸向之甚考<sup>(勘)</sup>此一決之外他事無御座候  
③一右ニ付而ハ木曾川筋濃州石田村前ニ四年已前御手伝御普請之節杭勿被仰付候、御目論見之通猶

又此般於石田前水勿出来、尾州佐屋川へ水を分ケ水勢ヲ以附洲等押払、水行先規ニ復シ候仕方先務之可為御普請旨諸向之勘考一統ニ相聞候

第2条において、「尾張方之川筋」の附洲等により木曾川が美濃方へ水勢強く流れるようになったことが、24,5年前から水損が増加した「根元」の「第一」として強い口調で訴える。第3条においては、延享手伝普請を踏まえ、今回も石田前水勿で佐屋川へ分水して附洲等を押し払い、以前のように佐屋川への流れを回復することを「先務」の普請とするのである。

第4・5条では、そのための「目論見之一帳」と「絵図面」を作成したので、「此御普請先後之儀」を賢慮して、笠松・多良両役所が「諸方之目論見御春合せ御吟味之上宜御沙汰」あることを願う。第6・7条は工費への言及であり、見積額が7、8000両に及ぶため、百姓自普請では難しいとして「御金拝借」を求めた。

存寄書付は、西美濃の水損の「根元」を佐屋川の流れが滞り木曾川の水勢が増したことに求め、佐屋川への分水を「先務」とする。こうした佐屋川への分水策は、「辰春御手伝御普請」とあったように、延享手伝普請で初めて試みられたものであった。木曾三川流域において最初の手伝普請となった延享手伝普請は、奥州二本松藩松平若狭守高庸が延享4（1747）年12月23日に命ぜられ、翌年1月22日から着工し、3月20日に竣工した<sup>(6)</sup>。手伝普請の主眼は、一つは木曾川対策であり、石田村および拾町野村の杭出により木曾川の水を佐屋川へ落として木曾川本流の水位を低め、さらに油島新田と松之木村に杭出を設けて木曾川と伊尾川の分流を図り、木曾川が伊尾川の流れを圧することを緩和することにあつた。もう一つは伊尾川筋の対策であり、香取川および桑名川の南之郷村から大山田沢下までの附洲を掘り割り、伊尾川の疎通を促進することにあつた。

竹腰の治水策は、延享手伝普請で試みられた木曾川対策を踏襲したものといえる。それでは、こうした問題意識は流域ではいつごろからみられるのであろうか。猿尾・杭刎による油島・松之木間での木曾川・伊尾川の分流、桑名川通の掘割については、秋山晶則が明らかにしているように、寛保年間の流域調査とその結果を踏まえて作成された復命書において初めて具体化されたが<sup>(7)</sup>、その復命書では次のような提言もなされていた。

一、前々者木曾川通尾張殿御領濃州中嶋郡拾町野村・尾州中嶋郡三拾町野村之間より東之方江木曾川枝川有之、水行滞無御座、流末を佐屋川与唱、木曾川之常水・出水共ニ佐屋川之方江引落強候ニ付、前条ニ申上候油嶋新田ニ而川々落合之水筋、木曾川水先ニ而押へ候事無御座候処、当時佐屋川之川下村々先年与ハ致変地、佐屋川之流滞候故、段々川床ニ土砂置、右三拾町野村前凡百四五拾間程川中江洩を置、拾町野村之角出張木曾川之水請ニ成、佐屋川江水引落候所者段々欠込候故水通り悪敷罷成、此所ニ而致分水候水先過半木曾川下江流落候故、木曾川之水重高ク、長良川方木曾川江落候水先を差押へ、却而長良川之方へ逆水仕候様ニ罷成、勢州油嶋ニ而濃州川々不殘落合候所ニ而者猶以前条ニ申上候通木曾川之水先ニ而濃州一国之悪水落差支ニ罷成候間、右三拾町野村前置洩長四百間堀割、川向尾張殿御領八神村堤方長百五拾間壺ヶ所・長拾間壺ヶ所猿尾継足シ仕候ハ、佐屋川江之水乗宜敷、油嶋落合方三四里上ニ而水分候ニ付、此所方川下ニ而ハ木曾川之水弱ク成候間、長良川之水落も宜敷、尤油嶋ニ而落合候木曾川之水重低成、濃州之水落之為別而可然奉存候

木曾川の常水・出水ともに佐屋川へ強く流れ込んでいたときには、油島地先において木曾川の水先が伊尾川の流れを押さえることはなかったとする。しかし、佐屋川の流れが滞り土砂が堆積したことで、本来この場所で分水するはずの水先の過半が木曾川下へ流れ落ちるようになった。その結果、木曾川の「水重高ク」なり、「落合候所」での逆水、「悪水落差支」がおこるようになったとする。その対策として、掘割・猿尾継足により木曾川の水を佐屋川へ「水分」すれば、木曾川の水勢が弱まり、

長良川の水落も改善し、油島地先で合流する木曾川の「水重」も低くなると提言している。

竹腰は目論見書付において、「右之通御普請被仰付、目論見のこく川々水行先規ニ復シ候ハ、」、濃州桑原輪中・高須輪中・本阿弥輪中・太田輪中、勢州金廻輪中、そのほか川上の森部輪中、伊尾川筋の古宮輪中・今村輪中・福東輪中・下笠輪中・根古地輪中、川下の尾州立田輪中までも「水難之村々水落宜罷成候」と述べていた。また、存寄書付第3条でも「水行先規ニ復シ候仕方先務之可為御普請」と主張している。この「先規ニ復シ」という主張は、上記復命書の「木曾川之常水・出水共ニ佐屋川之方江引落強候ニ付、前条ニ申上候油嶋新田ニ而川々落合之水筋、木曾川水先ニ而押へ候事無御座候」を前提としないと理解できない。

竹腰の治水策は、土砂堆積による佐屋川の流下能力の低下、それに伴う木曾川の水勢の増大、その結果として合流部（小藪・成戸間、油島・松ノ木間）における逆水の拡大が、西美濃における水害の「根元」であるとの環境認識に立って、佐屋川への分水による木曾川の水勢抑制と油島地先での木曾川・伊尾川の分流という延享手伝普請の政策をさらに推進しつつ、延享時には着手されなかった木曾川下流対策、すなわち結果として増水する佐屋川および木曾川下流の水を、猿尾・杭堰・掘割などにより、筏川・鍋田川から速やかに海口まで引き落とすことを構想したものであった。

ここで押さえておきたいことは、存寄書付第8条において「美濃方木曾川之水勢佐屋川へ勿込候儀、尾張方三拾町野村を始、佐屋川筋之村々甚不相好儀勿論ニ御座候、然ハ石田前水勿出来之上、若尾張方堤江水当強可及破損体候ハ、其節ハ御吟味之上粹勿猿尾等ニ而も何卒宜水除為仕度事ニ御座候」と言及しているところである。すなわち、木曾川の水を佐屋川へ分水することは、三拾町野村をはじめとする佐屋川筋の尾張藩領村々にとっては「甚不相好儀」であることを認めながらも、また前出の第9条で津島川への逆水被害が増すことを予想しながらも、分水を提言していたのである。

この問題意識は、その後も踏襲される。宝暦3年5月に美濃に派遣された幕府代官吉田久左衛門の求めに応じ、尾張藩では御国奉行林又左衛門が「西美濃大川御普請存寄之覚」（西981）を提出した。林の存寄書は竹腰の目論見書付で示された12ヶ所の普請所をそのまま再提示したものであった。竹腰の治水策は尾張藩の見解として、宝暦治水直前に再度、提言されるのである。

合流部における逆水の原因が木曾川の強水であった以上、佐屋川への分水による木曾川の水勢抑制が「先務」となる。美濃に水害をもたらす流域の構造的課題への対策として、佐屋川への分水による木曾川の水勢抑制が第一に位置づけられていたのである<sup>(8)</sup>。

## II 美濃郡代・高木家の治水策と普請目論見絵図

### (1) 絵図の検証

次に、「濃州勢州川通絵図」の検討をおこなう。同図は美濃郡代笠松代官堤方役所文書（岐阜県歴史資料館所蔵）に伝わる（堤方2・12-4、図2、絵図Bとする）。大きさは84×126cm。「濃州勢州川通絵図 但御普請目論見相記申候」と書かれた題簽がある。こちらも墨俣輪中から海口までの流域を描き、朱書で「いろは……」と記号を付けて「御普請目論見」を書き込む。左右（東西）の余白に普請目論見の内容を詳述するが、東側は大破して読めない文字が多い。

また、絵図Bとほぼ同じ普請目論見を記した絵図が堤方役所文書にもう1枚存在する。題簽はなく、『美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書目録<sup>(9)</sup>』は「濃州勢州川通普請積絵図」と名付けている（堤方2・01-78-8、図3、絵図Aとする）。絵図Aは、絵図面上に普請目論見所を記した付箋を貼り、また左右にもその内容を記した付箋を「壺式三……」と番号を付けて貼る。ただし、付箋のいくつかは剥離・紛失している。大きさは60×105cmであり、絵図Bよりやや小さい。

窪田玲子は史料紹介において、絵図Bを手がかりに、絵図Aの失われた内容を復元し、絵図Aが作成された当時の意図を読み取る作業を試みた<sup>(10)</sup>。両絵図の内容を比較分析した研究として参照すべきところが多いが、絵図を「あくまで宝暦治水の普請積絵図<sup>(11)</sup>」として捉えているところに疑問を感じる。



堤方役所文書の膨大な絵図について解説した労作である『美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書絵図解説目録<sup>(12)</sup>』は、両絵図の作成年次・作成目的について次のように記す（なお、（１）図面番号、（２）位置、（３）作成者は略した）。

#### 濃州勢州川通普請積絵図

- （４）作成年次 不詳。ただし、図中に大樽川の喰違堰やその上流の猿尾（寛延４—1751—年４月完成）が竣工して示されている一方、宝暦３（1753）年から企画された宝暦の薩摩工事の内容とは異なる工事内容が示されている（逆川のメ切は示されているが油島は「石猿尾四百間」のみである。また、大樽川洗堰工事も示されていない）。従って、この図は宝暦２～３年頃の普請積図と推定できる。
- （５）作成目的 この図は川通普請積図であるが、宝暦の薩摩工事の直前に各地から出された水行普請の請願をうけて笠松堤方役所がこれをまとめて計画したものとみられるが、宝暦３（1753）年８月以降の大洪水で各所に被害が続出し、計画は再検討され、薩摩工事となったものといえる。なお、この絵図の中には付箋が数多く、その中には長文で工事の理由などが示されていて、注目される。

#### 濃州勢州川通絵図（但御普請目論見相記申候）

- （４）作成年次 絵図中の表示から宝暦２～３（1852～'53）年頃の普請目論見図である。
- （５）作成目的 この図とはほぼ同一箇所の普請積図がNo.2.01-78-8である。従ってその説明もそれにゆずる。しかし、詳しくは張紙の内容をみて両者対比の要がある。

この解説を踏まえて、窪田は次のように説明する<sup>(13)</sup>。

延享の御手伝普請や数々の自普請が行われても、減少しない洪水に悩まされ、凶作に苦しむ木曾三川沿岸の輪中民からの幾度とない水行普請の歎願により、ようやく幕府も抜本的な普請を決意する。そしていよいよ、歴史上有名な宝暦の薩摩工事が行われるのである。幕府は、工事に先立って農民たちに「水行普請存寄書」（註④）を提出させ、それを参考にして役人を現地に派遣・調査させ、工事計画を立てていくが、【絵図A】は、提出された請願を堤方役人がまとめたものであり、その請願の内容は、【絵図A】に貼付された番号の振られた数多くの【付箋】に書き込まれている。

両者の解説・説明には曖昧な箇所がみられる。それは、各地から提出された請願をうけて絵図を作成した時期が、幕府代官吉田久左衛門の来濃以後なのか、来濃以前なのか、はっきりしないところである。

前述のとおり、幕府は宝暦３年５月に吉田を美濃に派遣する。吉田は美濃郡代や川通掛高木家と打ち合わせて現地を見分し、また流域村々や私領役人からは普請に関する意見書や請願書を提出させ、その成果に基づき水行普請計画を立て、８月末に帰府する。このとき作成された普請目論見絵図（西1959-い、図４、絵図Cとする）とその普請所を説明した「川々御普請ヶ所付」（西1959-あ、西4954）が高木家文書に伝わる。帰府する際に吉田に同行していた普請役が写したものである。この間、８月中旬の大雨洪水により流域に大きな被害が生じたため、９月から美濃郡代・本田代官・幕府普請役らが破損所の見分を実施した。これらの見分に基づく水行普請および急破定式普請の計画案は12月に勘定奉行から老中に伺い出され、これが承諾されて、12月に薩摩島津氏に手伝普請が命ぜられる。その後、翌年閏２月から３月にかけて再見分がおこなわれ、水行普請計画のいくつかの箇所で設計変更（目論見替）がなされた<sup>(14)</sup>。

両者が言及する、各地から提出された「水行普請の請願」や「水行普請存寄書」は、「宝暦の薩摩工事の直前」や「工事に先立って」という言葉を踏まえると、吉田の美濃滞在中に集められた意見書や請願書を指しているように思われる。しかし、吉田の現地調査の成果に基づき作成されたことが確実な普請目論見絵図（絵図C）と比べると、絵図A・Bの普請所の数は絵図Cの半分にも及ばず、同じ請願をうけてまとめた絵図とみなすことはできない。また、再検討は翌年のことなので、絵図A・Bが大洪水のため再検討されて絵図Cになったわけでもない。付け加えると窪田は、絵図Aは宝暦3年5月の出水による石田村八神猿尾の変更に触れられていないことから「宝暦三年五月の出水以前に作成された絵図であることは確実である<sup>(15)</sup>」としており、それだと吉田来濃以前のこととなる。吉田来濃以前に作成された絵図を「宝暦治水の普請積絵図」とみなすことは適切ではない。

絵図A・Bを、上記の吉田来濃以降の宝暦治水に至る過程のなかに位置づけることは難しい。そこで検討したいのが、「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」との関係である。

宝暦2（1752）年正月、美濃郡代青木次郎九郎安清、川通掛の高木新兵衛篤貞（西高木家）、高木求馬允貞（北高木家）、高木内膳貞往（東高木家）は連名で、「大積帳面一冊」、「絵図壺枚」、「村方願書写壺通」を添えて、幕府勘定所に「濃州川通水行御普請之儀ニ付申上候書付」を提出した。このうち絵図以外を書き写したものが「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」の表題で高木家文書に残る（西685）。

また、高木家文書には同じ表題の資料がもう一冊伝わっている（西686）。こちらは申（宝暦2年）2月に青木次郎九郎が幕府勘定所に宛てた「大積帳面」の写のみを取録する。

この「大積帳面」は、竹腰の目論見書付と同じく、数十ヶ所の普請所を提言し、その入用金（工費）を計上した普請目論見帳である。そこで、窪田の研究も参考にしながら、「大積帳面」の正月版と2月版および絵図Bのそれぞれに記された普請所を表にまとめてみた。普請所は工費ごとに6つの工区に大別できるため、便宜的に1から6まで番号を付けた。

表から正月版と2月版を比較すると、2月版は第5工区の普請所（入用金360両）を追加した増補改訂版であったことが判明する（第6工区については後述する）。細かい相違点としては、記号の表記が正月版は平仮名、2月版は片仮名であり、その記号が一部入れ替わっていること（大山田沢切所砂留は正月版は「む・う」であるのに対し、2月版は「ヲ・ワ」となっていることなど）が指摘できる。

次に、絵図Bの普請所とも対比してみたところ、基本的に絵図Bは正月版の内容を反映しているといえる。ただし、2月版第4工区の記号（㊗）や第5工区の内容も書き込まれており、絵図Bも増補改訂版の一つとみなすことができよう。

すなわち、「濃州勢州川通絵図」（絵図B）に関しては、吉田来濃以前に現地の笠松・多良両役所が作成した普請目論見帳に伴って描かれた絵図の1枚であったと考えられるのである。

なお、「濃州勢州川通普請積絵図」（絵図A）については、「壺式三……」と番号を付ける普請目論見帳が確認できていないので、検討は保留する。ただし、第4・6工区について書き込みがないことのほかは、ほぼ絵図Bと同じ内容であるため、これも吉田来濃以前に笠松・多良両役所が作成した普請目論見絵図の1枚ではないかと考えている。

## (2) 流域村々の願書

笠松・多良両役所が、このとき治水策を策定した直接のきっかけは、前年の宝暦元年12月に桑原・高須・本阿弥・下笠・金廻輪中の御料私領惣代27ヶ村庄屋が両役所に願い出た嘆願書にあった。この嘆願書の写が「村方願書写壺通」になる。

輪中の湛水被害に苦しむ右村々は、「御普請之儀ハ第一木曾川筋埋り水開悪敷罷成候ニ付、伊尾・長良両川之水行指支、水損之根元と奉存候、其外桑名川、加路(F)と川、見入〔川〕、鍋田川、筏川、右五ヶ所之川筋とも海口迄開キ水行宜相成候様ニ御入用を以御普請被仰付被下置候」ことを願い出た。

宝暦2年普請目論見 対比表

| 工区 | 宝暦2年正月 大積目論見帳<br>E-3-(1)-685 | 入用金(両)                                      | 宝暦2年2月 大積目論見帳<br>E-3-(1)-686                            | 入用金(両)   | 濃州勢州川通絵図 (絵図B)<br>堤方2・12・4                  |   |  |                    |
|----|------------------------------|---|---|--|---|---|--|--------------------|
| 1  | ろ                            | 本曾川通<br>石田村壹番土猿尾先<br>一猿尾継足長百五十間             | 510   | ロ  | 本曾川通<br>石田村壹番土猿尾先<br>一猿尾継足長百五十間             | ろ   | 猿尾継足百五十間   |                    |
|    | は                            | 本曾川通<br>八神村籠猿尾下常水分<br>一洗石堰三百拾式間             | 1900  | ハ  | 本曾川通<br>八神村籠猿尾下常水分<br>一洗石堰三百拾式間             | は   | 常水分石セキ長三百十式間   |                    |
|    | に                            | 本曾川通<br>拾町野逆出<br>一杭出長百間                     | 70  | ニ  | 本曾川通<br>拾町野逆出<br>一杭出長百間                     | に   | 杭出長百間  |                    |
|    | ほ                            | 本曾川通<br>小藪村半助猿尾下<br>一杭出長百式拾間                | 170   | ヘ  | 本曾川通<br>小藪村半助猿尾下<br>一杭出長百廿間                 | ほ   | 杭出長百式十間  |                    |
|    | い                            | 逆川メ切<br>一堤長拾五間                              | 20  | イ  | 逆川メ切<br>一堤長拾五間                              | い   | メ切堤長拾五間  |                    |
|    | へ                            | 神明津小川通メ切<br>一堤長拾七間                          | 10  | ホ  | 神明津小川通メ切<br>一堤長拾七間                          | へ   | メ切堤長拾七間  |                    |
|    |                              | 6口合   | 2680  |  | 6口合   |   | 2680   |                    |
| 2  | と                            | 佐屋川通<br>尾州鹿嶋藪之所<br>一土猿尾長百間                  | 520   | ト  | 佐屋川通<br>尾州鹿嶋藪之所<br>一土猿尾長百間                  | と   | 猿尾長百間  |                    |
|    | ち                            | 筏川口<br>勢州五明村藪際<br>一杭出長百間                    | 100   | チ  | 筏川口<br>勢州五明村藪際<br>一杭出長百間                    | ち   | 杭出長百間  |                    |
|    | りぬ                           | 筏川通<br>一川渡長三百五拾間<br>(百五拾間壹ヶ所、式百間壹ヶ所)        | 830   | リス   | 筏川通<br>一川渡長三百五拾間<br>(百五拾間一ヶ所、式百間一ヶ所)        | りぬ  | 川渡長百五十間<br>堀割長式百間  |                    |
|    |                              | 3口合   | 1450  |  | 3口合   |   | 1450   |                    |
| 3  | る                            | 加路戸川通<br>善太山東角<br>一杭出長百間                    | 100   | ル  | 加路戸川通<br>善太山東角<br>一杭出長百間                    | る   | 杭出長百間  |                    |
|    | むう                           | 桑名川通<br>大山田沢切所<br>一砂留堤長式拾三間<br>(同所瀬達川掘長三百間) | 210   | ヲワ   | 桑名川通<br>大山田沢切所<br>一砂留堤長式拾三間<br>(同所瀬達川掘長三百間) | む<br>う  | 砂留堤長式十三間<br>堀割瀬達長三百間左右堤六百間   |                    |
|    | よたれそつねなら                     | 桑名川通所々<br>一出籠并猿尾継足八ヶ所                       | 160   | ヨタレソツネナカ   | 桑名川通所々<br>一出籠并猿尾継足八ヶ所                       | よ<br>た<br>れ<br>そ<br>つ<br>ね<br>な<br>ら                    | 出籠拾五間<br>出籠拾間<br>出籠拾間<br>猿尾継足拾式間<br>出籠式拾間<br>猿尾継足拾三間<br>出籠拾間<br>出籠拾間 |                    |
|    | か                            | 本曾川通<br>古猿尾先カ一段低<br>一猿尾継足長四百間               | 980   | ラ  | 本曾川通<br>古猿尾先カ一段低<br>一猿尾継足長四百間               | か   | 石猿尾長四百間  |                    |
|    | わ                            | 本曾川通<br>油嶋新田東林猿尾<br>一猿尾長五拾間                 | 250   | ム  | 本曾川通<br>油嶋新田東林猿尾<br>一猿尾長五拾間                 | わ   | 猿尾長五十間   |                    |
|    | を                            | 本曾川通<br>金廻村中猿尾<br>一猿尾継足長式拾五間                |   | ウ  | 本曾川通<br>金廻村中猿尾<br>一猿尾継足長廿五間                 | を   | 猿尾継足長式拾五間  |                    |
|    |                              | 5口合   | 1700  |  | 6口合   |   | 1700   |                    |
|    | 4                            |   | 牧田川通<br>高瀬村堀割川違ひ<br>一新堤長六百間<br>但片ヶ輪三百間<br>(常水分ヶ之石堰長拾五間) | 900  | ×   | 牧田川通<br>高瀬村堀割川違ひ<br>一新堤長六百間<br>但片ヶ輪三百間<br>(常水分ヶ之石堰長拾五間) | ×  | 堀割新堤長三百間<br>石堰長拾五間 |
|    |                              |   |   |  |   |   |  |                    |
|    | 5                            |   |   | ▲  | 伊尾川通難波野村壹番<br>一猿尾継足長三拾七間                    | □   | 猿尾継足長三十七間  |                    |
|    |                              |   |   | 伊尾川通<br>難波野村二番猿尾先<br>牧村地内<br>一杭出式ヶ所<br>内式拾五間壹ヶ所・五拾間壹ヶ所 |   | 杭出長式拾五間   |  |                    |
|    |                              |   |   | 中村川口カ東<br>一川渡長百五拾間<br>(南波村堤より六間之出籠仕立)                  |   | 川渡長百五十間<br>(朱で出籠の書込あり)                                  |  |                    |
|    |                              |   | 3口合   |  |   | 360   |  |                    |
|    | 都合                           | 6730  |   | 都合   |   | 7090  |  |                    |
| 6  | □                            | (挿入紙)<br>川通江埋樋伏込、塩喰村地内長六百<br>六拾間幅八間堀割       |   |  | □   | 埋樋長四拾三間<br>堀割長六百六十間                                     |  |                    |
|    |                              |   |   |  |   |   |  |                    |

注) 並びは正月版の順序に従っている。便宜的に工区ごとに番号を付した。

この嘆願をうけて笠松・多良両役所は、「水損募り候趣意者、第一木曾川之水、尾州佐屋川江進ミ弱ク、其外濃州勢州川々之内茂過半走埋り海江之常水引落ゆるく、低場村々内溜り水年々相増水損仕候」であるとして、「私共存寄并村方願出候趣」を記した普請目論見（「大積帳面一冊」と「絵図壹枚」）を作成したのである。

村方の環境認識（「水損之根元」）を踏まえ、笠松・多良両役所も「水損募り候趣意」を木曾川の水の佐屋川への進みが弱くなったことに求めており、竹腰山城守・尾張藩とも共通する問題意識が読み取れる。

ところで、このころ普請を願い出ている村は上記27ヶ村だけではなく、「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」の付属書として後に幕府勘定所に提出されたと推測される「川通水落御普請之儀ニ付村々願書写」（西689、西1067）には、宝暦元年12月から翌年2月にかけて提出された7通の願書が収められている。願書の年月と村名を以下に列記する

宝暦元年12月

- ① 桑原・高須・本阿弥・下笠・金廻輪中の御料私領惣代27ヶ村
- ② 川崎平右衛門支配所多芸郡祖父江村・大坪村・飯積村・金屋村、不破郡室原村・綾野村

宝暦2年正月

- ③ 川崎平右衛門支配所本巢郡牛牧村、安八郡西結村・下宿村・馬瀬村、大野郡古橋村、安八郡中須村・西橋村
- ④ 尾州御領多芸郡蛇持村・飯田村・江月村、石河伊賀守知行所飯田村

宝暦2年2月

- ⑤ 御料福束輪中惣代6ヶ村、御料多芸輪中惣代4ヶ村
- ⑥ 戸田采女正領分津屋川添大田川添村々拾七ヶ村百姓惣代2ヶ村
- ⑦ 戸田采女正領分伊尾川藪川犀川添并古宮曲輪村々百姓惣代3ヶ村、赤坂川大滝川段海川添并今村曲輪村々百姓惣代3ヶ村、水門川江落込候御城下往還上村々百姓惣代2ヶ村

①は「村方願書写壹通」として転載された嘆願書である。

②と④は杭瀬川右岸の村々からの願書である。杭瀬川以西には10筋ほどの大小河川が流れ、烏江村・高瀬村間で牧田川と落ち合う。しかし、烏江・高瀬間の川幅は狭隘なため、満水時には牧田川の強水により逆水が発生した。さらに、牧田川より馳せ出る砂石が河床を上昇させ、悪水吐込が開かず、湛水被害が生じていた。このため②では、杭瀬川と牧田川を分離すべく、高瀬村東に新川を掘り割り、同村北にて川筋を分ける石堰を設けることを願った。④も土砂堆積に悩まされる低地の3ヶ村が水落改善を求めている。

③は伊尾川・長良川中流域の牛牧輪中、古橋輪中、結（墨俣）輪中を中心とした地域からの出願である。両川の河床上昇により「悪水溜落兼、年々以田畑水損相増申候」という近況に対して、「川々水行宜敷罷成、田畑水損相減、御百姓相続」のための措置を求めたものである。

⑤は伊尾川へ輪中の悪水を排水していた村々からの願書である。「川通先年之水道を失ひ、数年水損仕」として、大垣城下から勢州まで「決而水損相止、先年ニ立返り申様」に御入用での普請を願っている。

⑥と⑦は大垣藩領村々からの願書であり、いずれも大川通、すなわち伊尾川の水行・水落を改善し、「村々水腐之難」を解消するための措置を求めている。⑥の村々は、大川通の川底が高くなったことで、徳田新田・釜段村・下境村は「常水腐所」となり、そのほかの村々も年々「水腐所」が増えたと訴える。⑦の諸村は、以前は洪水破堤以外に「水腐之難」はなかったところ、大川通の水行が差し支え、水勢がよどみ、年々と川底が高くなったため、今村・古宮曲輪は「常水腐之形」となり、城下往還上村々および大川添上村々も「御堤内田畑湿地水吹水附水腐之場」が増えたとする。

願書①は、木曾川の強水と下流域（桑名・加路戸・見入・鍋田・筏の諸川）の土砂堆積がもたらす被害を訴えたものであったのに対し、宝暦2年2月にかけての願書②～⑦は中流域の牧田川・伊尾川・長良川の問題を訴えたものとなっている。

これを工区別にみると、前者は第1～3工区、後者は第4～6工区が関係する。「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」の正月版と2月版および「濃州勢州川通絵図」（絵図B）を比較したとき、中流域の第4～6工区で相違がみられたのは、次々と届けられる願書に答えるべく加筆・修正を重ねたからではないだろうか。

### (3) 普請目論見の検討

これまで「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」については、秋山晶則が言及したのが唯一と思われる<sup>(16)</sup>。秋山は同資料を、流域村々と笠松・多良両役所の協働関係によって実施された「寛保期の流域調査及びその復命書の提案内容を踏襲し、かつ宝暦治水時の三川分流案に接近するもの」と位置づける。ただし、秋山の主題は寛保期にあったため、このときの治水策については要点を押さえるに留まっている。そこで、村方願書を踏まえて、「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」と「濃州勢州川通絵図」（絵図B）に記された普請目論見の詳細を検討する（資料引用は正月版による）。

第1工区（図2-1）は、木曾川・長良川通である。目論見帳はここの問題を次のように記す。

木曾川之儀古来と違ひ近年佐屋川へ水進不申候ニ付、出水之節ハ勿論、常水共水重高罷成、川下ニ而伊尾川・長良川乃木曾川へ落候水を押へ候ニ付、右両川之儀も逆水ニ而水重相増、堤内溜り水川通へ吐不申候ニ付年々水損仕候

このため、石田村猿尾継足（ろ）、拾町野村逆出（に）にくわえ、八神村に312間に及ぶ洗石堰（は）を設けて「出水常水共ニ木曾川之水を佐屋川へ分水為仕」、小藪村半助猿尾下の120間杭出（ほ）により「長良川乃木曾川へ落合之水を開セ并此辺之置洲を押払候積り」であった。また、逆川の締切（い）は木曾川の水が逆川より長良川へ流れ込むのを防ぐため、神明津輪中南の小川締切（へ）は佐屋川の水が木曾川へ逆水するのを防ぐための措置である。

佐屋川の流下能力の低下による木曾川の増水を水損（輪中の排水障害）の根本原因とみており、竹腰山城守・尾張藩と問題意識を共有している。ただし、そのための分水策はより徹底したものとなっている。

第2工区（図2-2）は、木曾川・佐屋川下流域である。ここでの課題は、木曾川の水を分水して増水する佐屋川の「水開」ため「夫々之川筋相立、分水ニ而海口江水引落」ことであった。絵図には、筏川・鍋田川・見入川周辺に広く寄洲が形成されている様子が描かれている。このため梶島の100間猿尾（と）、五明村の100間杭出（ち）および五明村東の浚渫（り）により、佐屋川の水を筏川へ刎ね込み、また五明村下の高洲を掘り割る（ぬ）ことで「前々之通勢州見入川・鍋田川へ水引取、桑名海表江落シ候積」であった。

竹腰の目論見書付と比べると、佐屋川の流下促進に特化している。すなわち、増水する佐屋川の水を海口まで支障なく流下させるため、梶島猿尾・五明村杭出により木曾川と分離し、浚渫・掘割を通じて五明村東から筏川・鍋田川・見入川へと分水して海口へと引き落とす計画であった。

第3工区（図2-3）は、木曾川・伊尾川合流点から桑名川通であり、目論見帳は当時の河川環境を次のように記す。

右拾三ヶ所御普請目論見之儀者初ヶ条ニ相認候通川上ニ而木曾川之水佐屋川江水分ハ仕候得共、全体川下ニ至り候而ハ桑名川通近年悉ク走埋、其外川々桑名川同様ニ而常水不通ニ付、木曾・長

良・伊尾三川之水当時加路戸川一筋方海口江落候様ニ相成、伊尾・長良両川之水木曾川ニ押えられ右両川通ニ有之塚先開キ不申水損仕候

ここから、木曾川と伊尾川の川筋を立ち分けること、および桑名川の疎通のための普請を提言する。

木曾川・伊尾川の分流は竹腰の目論見書付でも提言されていることではあったが、竹腰が油島・松之木村の双方から猿尾・請杭を延長する計画であったのに対して、ここでは油島の古猿尾（延享手伝普請のときに設置した70間猿尾）の先より一段低く400間継足し、かつ古猿尾を修復するのみとなっていた（か）。一方で、木曾川通の油島東に50間猿尾（わ）、金廻村猿尾の25間継足（を）が提言されている。これは、「木曾川之水前条之分水猿尾江甚突懸可申」ことを防ぎ、さらに「近年馳埋り溜水之節者通船も難成程」の福原新田北の川通へも分水するためのものであった（絵図B）。

桑名川については、延享手伝普請では附洲掘割が中心であった<sup>(17)</sup>のに対し、今回は8ヶ所の出籠・猿尾継足（よ・た・れ・そ・つ・ね・な・ら）を仕立てることで水勢を付け、掃流力を高め、土砂が堆積した河床を掘らせる計画であった（「川通ニ八ヶ所之猿尾籠出シ等仕立、水勢を附ケ川床掘セ」）。また、大山田沢の土石流対策として23間砂留堤を設けるとともに、同所より南へ300間・幅12間・深3尺の瀬違川を掘り割り、その掘割土で左右に堤を築く目論見であった（む・う）。

なお、第3工区では、加路戸川通善太山東角の100間杭出（る）の入用金も計上されている。この普請も掃流力を高めるためのものであった。引用資料にあるとおり、堆積土砂のため「木曾・長良・伊尾三川之水当時加路戸川一筋」へ集まり、それが桑名川の海口への流れを横から押さえ込んでいた。この対策として、加路戸川一筋へ集まる水を善太山東角杭出で見入・鍋田川筋へ勿ね、水勢を付けて寄洲を押し払い、両川へと分水することが求められたのである。

第4工区（図2-4）では、川幅がわずか12間ほどしかない烏江村・高渚村間で杭瀬川水系の諸川が牧田川と落ち合うため、「高渚村前ニ而水戦ひ、出水之節者数日水堪候<sup>(注)</sup>ニ付、或ハ堤切入、又者内溜り水落兼」という問題が生じていた。そこで、高渚村地内に長300間・幅20間・深2間の新川を掘り割り（区）、その掘割土で新川左右に新堤を築き、さらに杭瀬川と牧田川の「常水分ケ之石堰」を15間に仕立てること（区）を計画した。これは直接には、「川通水落御普請之儀ニ付村々願書写」に収録された祖父江村・大坪村・飯積村・金屋村・室原村・綾野村の嘆願（②）に応えたものである。

第5工区（図2-5）は、正月版にはなく、2月版で追加された場所である。絵図Bにも記載があるものの、2月版とは記号に違いがある。「川通水落御普請之儀ニ付村々願書写」によると、宝暦2年2月に大川通（伊尾川）の水行改善のための普請を求める出願が立て続けになされているので、それに答えるべく追加された普請所であったと考える。

伊尾川通字鯨ヶ口（中村川口）に置洲ができたため、長良川方面へ流れ落ちる伊尾川の水が減り、その結果「伊尾川通江水傾キ」、「伊尾川通水重高」となり、御料私領村々の「悪水吐塚之戸開キ遅ク水損致候」という状況になった。普請所は、難波野村の壺番猿尾を37間継足、二番猿尾先に25間杭出、牧村地内に50間杭出、南波村堤より6間出籠および字鯨ヶ口150間の川浚である（ただし、牧村地内杭出は絵図Bには描かれず、また絵図Bには南波村出籠の説明がない）。これらの普請は、伊尾川の水を難波野村や牧村の猿尾・杭出で勿ね、南波村出籠で請け込み、川浚した字鯨ヶ口から長良川へ流すことで「古来之通伊尾川之水相減」を図り、輪中の排水を改善する目論見であった（西686）。伊尾川の水の長良川への分水策と言うべき構想である。

第6工区（図2-6）は、浅草輪中大垣藩領8ヶ村および尾張藩領横曾根村の9ヶ村が連名で出願した伏越江下げ普請の計画である。「私領村々計之悪水落願」であったため工費は計上されず、そのため正月版・2月版にも記載されなかった。目論見は正月版の挿入紙（もしくは剥離した付紙か）に書かれていた。

本文之外濃州安八郡尾州御領壺ヶ村、戸田采女正領分八ヶ村、高合五千石余之村々年々水損仕候ニ付、□此印之所ニ而川通江埋樋伏込、戸田采女正御預り所塩喰村地内長六百六拾間幅八間堀割悪水落シ度旨相願申候、尤願之通仕立候ハ、右村々水損相通レ可申奉存候、但私領村々計之悪水落願ニ付目論見金高之儀ハ相除申候

「目論見金高」から除かれたためか、9ヶ村願書は「川通水落御普請之儀ニ付村々願書写」にも収録されていない。東高木家治水文書に残る資料から、宝暦2年正月に出願し、障り村もなく認められ、2月に請書を提出したことが確認できる（東30-9-1～3）。それによると、堆積土砂による河床上昇の影響で輪中の悪水落に支障が生じたため、横曾根村東から塩喰村畑方へ埋樋し、塩喰村地内を掘り割り、石堰川下へ排水することを出願して、願いのとおり仰せ付けられたとある。その内容が絵図Bに反映されているのである。

### おわりに

今回検証した絵図は、1枚は宝暦元年に尾張藩付家老竹腰山城守が提言した治水策を描いた普請目論見絵図であり、〔木曾川筋普請目論見絵図〕の呼称を提案したい。もう1枚の「濃州勢州川通絵図」は、宝暦2年に美濃郡代・川通掛高木家が幕府勘定所に提出した、「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」に伴って作成された普請目論見絵図と考えられる。この2枚は、これまで宝暦治水（薩摩藩手伝普請）の普請目論見絵図とされてきたが、宝暦治水に向けた幕府の動きは宝暦3年5月の代官吉田久左衛門の美濃派遣に始まるため、それ以前に作成された絵図を宝暦治水の普請目論見絵図とみなすことは適切ではない。「濃州勢州川通絵図」が幕府勘定所へ提出されたと考えるならば、吉田の派遣を促したことが想定されるが、そのことも含めて、吉田来濃以前の課題と現地での取り組みを記した絵図として、2枚の絵図は検討すべきである。

竹腰山城守名義の治水策は、佐屋川への分水による木曾川の水勢抑制と油島地先での木曾川・伊尾川の分流という延享手伝普請の方向性を踏襲しながら、尾張藩領に関わる木曾川・佐屋川下流域の対策を求めたものである。それゆえ、後に吉田に対して、尾張藩の存寄書として再提示されることになる。

流域村々の嘆願を踏まえて笠松・多良両役所がまとめた「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」は、延享手伝普請で着手された木曾川の強水と桑名川の流下障害がもたらす問題への対策、竹腰の治水策で提言された木曾川筋下流域の対策にくわえて、中流域の「伊尾川通江水傾キ」、「伊尾川通水重高」がもたらす大垣輪中（今村・古宮・浅草輪中）の排水障害への対策、杭瀬川・牧田川合流部への対策までも記した、それまでにない広範囲にわたる流路変更・河道整備を計画したものであった。

木曾川・桑名川への対策は、秋山が明らかにしたように寛保期の流域調査以来の課題であり、その意味で笠松・多良両役所がまとめた「濃州御料私領水損所水落御普請大積目論見帳」は「寛保期の流域調査及びその復命書の提案内容」を踏襲している。しかし、それに留まるものではない。伊尾川中流域への対策も、大垣藩や今村・古宮・浅草輪中の村々が寛保・延享期ごろから繰り返し要求していたことであり（東223-8など）、美濃郡代・高木家は寛延2（1749）年に「戸田采女正方御願申上候ニ付濃州伊尾川通猿尾杭出洲浚豊喰新田石堰取払御普請大積帳」を作成して幕府勘定所へ伺い出していた（西4417、西4418、東25-1-1）。その課題も反映されているのである。

木曾川・桑名川の下流域の普請目論見と、伊尾川・牧田川の中流域の普請目論見を1枚の絵図に書き込んだのは「濃州勢州川通絵図」が初めてのことであり、ここに画期性を読み取りたい。この次に流域の課題を統合した絵図が作成されるのは、吉田の流域調査に基づく普請目論見絵図（絵図C）になる。その検討については別稿を準備している。

## 注

- (1) 『岐阜県治水史』上（岐阜県、1953年）、473頁。
- (2) 本稿で引用する資料の典拠については、西高木家に伝来した高木家文書（名古屋大学附属図書館所蔵）は「西」と記して文書番号を記す。ただし、分類が「E-3-(1)」の資料については「E-3-(1)」を略し、整理番号のみを記す（例：西E-3-(1)-923 → 西923）。東高木家治水文書（同館所蔵）は「東」と略記して仮番号を示す。美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書（岐阜県歴史資料館所蔵）については「堤方」と略記して文書番号を記す。資料の引用にあたっては体裁を改めた箇所がある。
- (3) 『海津町史 史料編一』（海津市、1969年）。
- (4) 『養老町史 通史編』上・下（岐阜県養老郡養老町役場、1978年）。
- (5) 海津市版は、長尾正志「木曾川水系における明治改修までの河川計画の歩み—主として治水計画について—」（『地学雑誌』97-2、1988年、18頁）、財団法人河川環境管理財団制作「治水事業の先駆、宝暦治水」（『KISSO』8、1993年、7頁）、『大垣市史 輪中編』（大垣市、2008年、95頁）、日本アーカイブ協会「長良川デジタル百科事典」（<https://dagwu.com/nagaragawa/>）などで、薩摩藩手伝普請の目論見絵図として掲載されている。また、土木学会中部支部編『国造りの歴史—中部の土木史』（名古屋大学出版会、1988年）は同図を表紙カバーおよび8頁に掲載し、「輪中絵図（宝暦五年） 長谷川千代子氏提供」、「宝暦治水当時の三川下流部」と記している。宝暦5年と比定した理由は不明。  
養老町版は、東海地方史学協会が1988年に『宝暦御手伝普請目論見絵図』として複製し、『八開村史 通史編』（八開村役場、2000年、230～232頁）が取り上げている。
- (6) 前掲『岐阜県治水史』上、444～464頁。
- (7) 秋山晶則「寛保期における木曾三川流域調査」（『名古屋大学附属図書館研究年報』2、2004年）。復命書（北高木家関係文書、個人蔵）は秋山が全文翻刻しているので、そこから引用した。
- (8) 丸山幸太郎は「佐屋川を土砂で埋まったままにして置けば、尾張側の治水は有利であり、宝暦治水でも抵抗して実現させなかった。大きくて権勢強い尾張藩は実に狡猾である」と述べているが、そのような評価は再検討が必要であろう（丸山「木曾三川治水史の諸問題—宝暦治水の実像をめぐって—」『岐阜女子大学地域文化研究』31、2014年、115頁）。
- (9) 『美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書目録』（岐阜県立図書館、1963年）。
- (10) 窪田玲子「再現「濃州勢州川通普請積絵図」～一枚の絵図から探る宝暦治水一の手普請積～」（『岐阜県歴史資料館報』29、2006年）。
- (11) 前掲・窪田玲子「再現「濃州勢州川通普請積絵図」、148頁。
- (12) 『美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書絵図解説目録』（建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所、1985年）、5・121頁。
- (13) 前掲・窪田玲子「再現「濃州勢州川通普請積絵図」、148頁。なお、このとき「存寄書」と呼んでいたのは、私領役人の意見書であり、農民たちの願書や要望書を「存寄書」と呼ぶのは正確ではない。『岐阜県治水史』やそれを踏まえた『美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書目録』が農民たちの願書や要望書を「存寄書」と呼称したために広がった誤解である。
- (14) 『岐阜県治水史』上、473～490、569～585頁。
- (15) 前掲・窪田玲子「再現「濃州勢州川通普請積絵図」、159頁。ただし、『岐阜県治水史』が引用する宝暦4年3月伺書には、八神猿尾の変更は「去秋出水二而」とあるので（上巻572～573頁）、5月ではなく、秋の出水によるものではないだろうか。
- (16) 前掲・秋山晶則「寛保期における木曾三川流域調査」、106頁。
- (17) 前掲『岐阜県治水史』上、461～463頁。





图 1 長谷川氏旧蔵普請論見絵図 海津市歴史民俗資料館所蔵



図1-1 い・ろ・は



図1-2 に・ほ・へ



図1-3 と・ち・り・ぬ・る



図1-4 を



図1-5 津島川

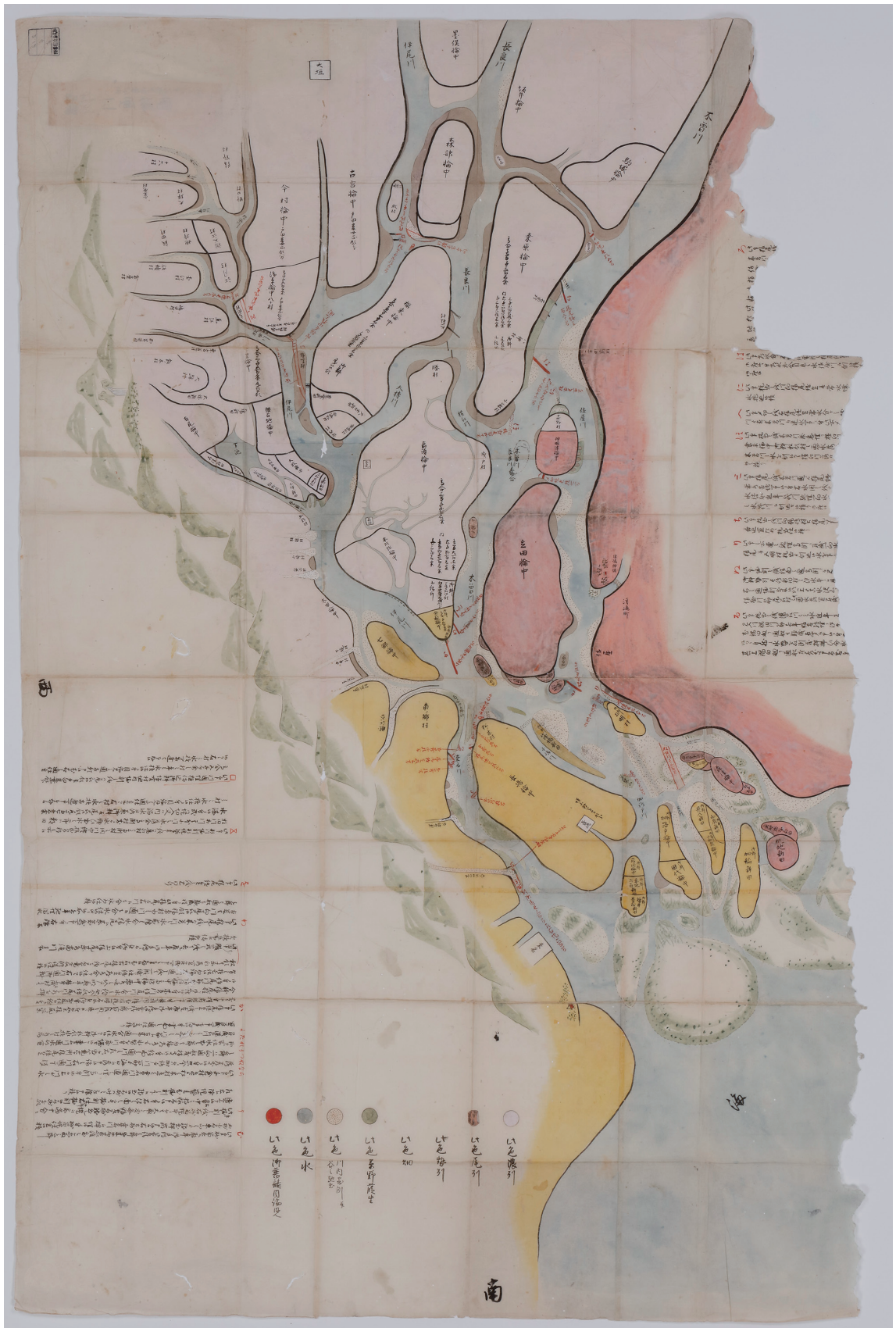


図2 濃州勢州川通絵図 岐阜県歴史資料館所蔵 絵図B

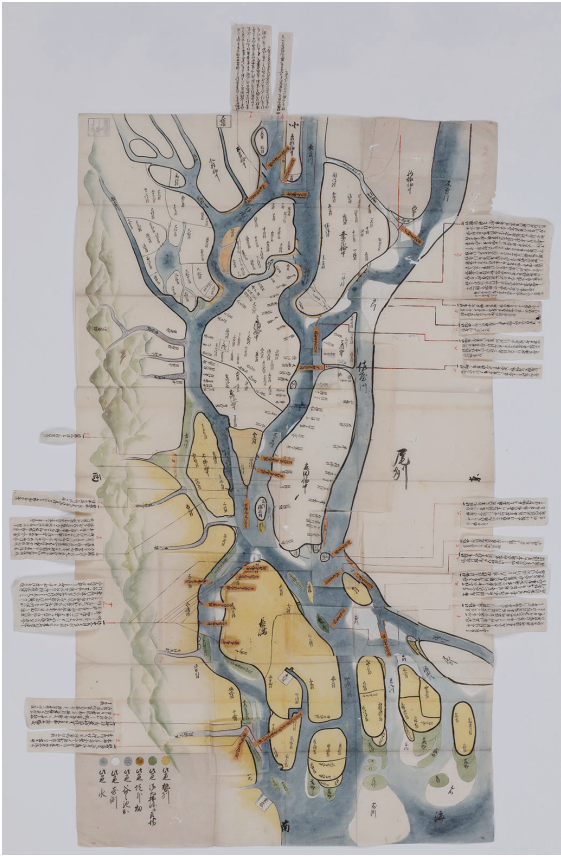


图3 濃州勢州川通普請積絵図  
岐阜県歴史資料館所蔵 絵図A



图4 普請目論見絵図  
高木家文書 絵図C

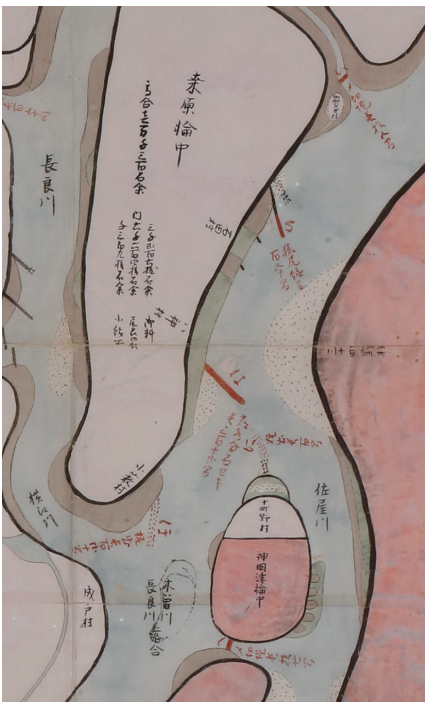


图2-1 第1工区



图2-2 第2工区



图 2-3 第3工区

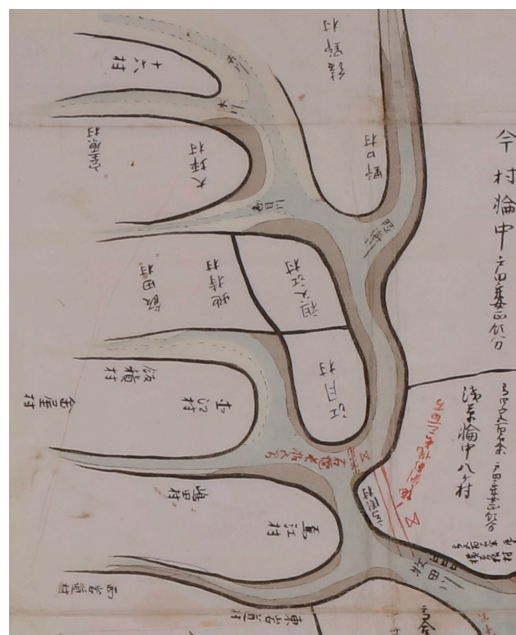


图 2-4 第4工区

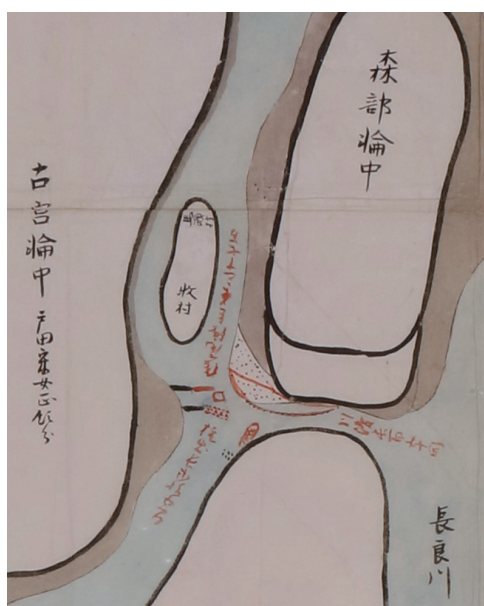


图 2-5 第5工区



图 2-6 第6工区